

長井市建設工事請負代金中間前金払制度取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長井市契約に関する規則（昭和51年規則第6号。以下「契約に関する規則」という。）第6条第2項に定める前金払（以下「中間前金払」という。）を行うにあたり、契約に関する規則その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 中間前金払の対象となる工事は、契約に関する規則第6条第1項の前金払を受けたもののうち、請負代金が1,000万円以上の建設工事とする。

2 請負代金の一部を工期中途に支出する必要がある場合、これを中間前金払により行うか、契約に関する規則第7条第1項の規定による部分払により行うかについて、請負者にそのいずれかを選択させたうえで、「中間前金払・部分払の選択について」（別記様式第1号）により約定しておくものとし、契約締結後の変更がみとめないものとする。

(対象となる経費の範囲及び支出要件)

第3条 前条の対象工事について、次に掲げる要件のすべてを満たす工事に係る当該工事の材料費等に相当する額（長井市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第38条に規定する経費）として必要な経費について、当該経費の10分の4を超えない範囲内で既に実施した前金払に追加して、当該経費の10分の2を超えない範囲に限り中間前金払をすることができる。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の工期の2分の1以上の額に相当するものであること。

(2以上の会計年度にわたる工事に係る特例)

第4条 2以上の会計年度にわたる継続事業に関する支払方法については次の各号に定めるところによる。

- (1) 債務負担行為又は継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る契約分については、その年割額が当該年度内に支出できる見込みのものについて、当該年割額を対象として、中間前金払をすることができる。
- (2) 中間前金払を選択した場合においても、債務負担行為等に係る工事における各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払及び繰越に係る工事における年度末の部分払については、当該年度末の出来高に対して部分払をすることができる。

(中間前金払の認定)

第5条 工事担当課は、請負者から中間前金払認定請求書（約款別記様式第10号の2）の提出により中間前金払に係る認定の請求があったときは、第3条に掲げる要件を確認するものとする。

2 第3条第3号における作業に要する経費の実績については、同条第2号における工程表による作業の実績が確認できた場合において、明らかに請負代金の2分の1を下回る場合を除き、確認できたものとみなす。この場合の留意点は次に掲げる各号のとおりである。

(1) 進捗が金額面でも2分の1以上であることを確認するために必要な資料は、工事履行報告書（約款別記様式第10号の3）のほか、工事出来高報告書等、経費が請負金額の2分の1以上の額に相当することがわかる任意の資料を提出させるものとする。

(2) 工事現場に搬入された検査済の工事材料があるときは、これに相応する請負代金相当額を出来高に加算して進捗額を認定することができるものとする。

3 前項の規定に関わらず、出来高の数値に疑義がある場合には、工事担当課は請負者に当該数値の根拠となる資料の提示を求めることができる。

4 工事担当課は、請負者から当該認定の請求があったときは、請負者が提出する資料について内容に不備がある場合等を除き、中間前金払が妥当であると認めるときは、中間前金払認定調書（約款別記様式第10号の4）により、請負者に対し当該請求を受けた日から遅くとも7日以内に認定結果を通知するものとする。

（中間前払金の支払）

第6条 工事担当課は、請負者から中間前払金の支払い請求があったときは、当該中間前払金保証証書原本を提出させ、保管するものとする。

2 工事担当課は、約款第36条第2項の規定に基づき、中間前払金の支払請求があったときは、当該支払請求を受けた日から14日以内に支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(別記様式第1号)

中間前金払・部分払の選択について

年 月 日

長井市長

様

請負者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

下記の工事については、
〔 中間前金払
部 分 払 〕 を選択します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
契約締結年月日	年 月 日

- 備考 1 中間前金払か部分払かいずれかを選択すること。
2 契約締結後は選択の変更を認めない。